

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与  
する取引に関する取扱い(案)」等に対する意見

企業会計基準委員会 御中

センクシア株式会社  
経営管理統括本部  
財務・経理本部

当社は、この度公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)等に対して、以下の通り意見を申し上げます。

**質問 1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)**

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

**【意見】**

本公開草案の提案に同意しない。

**【理由】**

有償ストック・オプションは、新株予約権の取得を通じて将来的に自社株式を保有することを企図した仕組みである。経営陣が株主と目線を合わせる目的で実施される自社株式への直接出資と同様の制度趣旨で行われるものである。

従来、会社法で整理されているストック・オプションの報酬概念は新株予約権を職務執行の対価として付与するケースを想定していたが、これは無償で付与される新株予約権(いわゆる税制適格ストック・オプション等)が適用される会計ルールであるストック・オプション会計基準等においても整合的な規定として整備されている。この点、有償ストック・オプションは、新株予約権の公正価値に基づく発行価格が設定された有償割り当ての仕組みが採用されているものであり、申込みを希望する従業員等は発行価格に相当する金員を発行会社に払い込むことを以って新株予約権者となる。そのため、有償ストック・オプションに前掲のような報酬制度としての意図は存在せず、報酬として付与される新株予約権とはその位置付けを明確に異にするものである。

仮に本公開草案の提案に基づいて、有償ストック・オプションを従業員等から受ける職務執行等の対価として会計上扱うこととした場合、従来の法律上の解釈と税務上の理解がこれまで整合的に取り扱われてきた実務に、今後大きな矛盾を生じさせる恐れがある。

このような矛盾を生じさせるほど是正すべき実務上の要請があるとは考えにくいため、有償ストック・オプションを報酬として取り扱うことを提案する本質問には同意できないと考える。

#### 質問5(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

#### 【意見】国際財務報告基準(IFRS)上の取扱いとの差異に関する問題点

国際財務報告基準(IFRS)では、権利確定条件として従業員等の一定期間の勤務を求める条件(勤務条件)がある場合に、有償ストック・オプションを報酬として認識し費用計上する扱いとなっている。本公開草案では、勤務条件が付されていなくても業績条件が付されている有償ストック・オプションは、報酬としてその適用範囲に含めるとされており、ここに会計基準間のGAAP差が生じることとなる。

今後IFRS導入企業が増えていくことが想定される中で、今般の会計制度の変更はIFRSへのコンバージェンスに逆行する懸念が考えられる。かかる会計基準間の差異に照らして、本公開草案に係わる提案が再考されることを期待する。

以 上